

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本学における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。<u>(かしが軽微であると認められるときを除く。)</u></p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(契約書の記載事項等)</p> <p>第42条 経理責任者は、会計規程第44条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>かし担保責任</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(検収担当者)</p> <p>第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局の教職員から任命する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 本学における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。<u>(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。)</u></p> <p>(3)～(14) (同 左)</p> <p>(契約書の記載事項等)</p> <p>第42条 (同 左)</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(7)～(8) (同 左)</p> <p>(検収担当者)</p> <p>第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局及び当該部局を所掌する共通事務部の教職員<u>(特定有期雇用教職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員を含む)</u>から任命する。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年9月1日から施行する。</p>